

高山市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 経緯

水道法第12条に基づき水道の布設工事の監督業務を行う布設工事監督者や、水道法第19条に基づき水道事業者が1人置かなければならない水道事業全体の技術上の業務を行う水道技術管理者の資格については、水道法施行令等で定める資格を参酌して条例で定めることとされている。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法令の公布に伴い、水道法施行令等が一部改正され、安全な水道事業を継続するために必要となる技術者を確保することを目的として布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直された。

2. 改正内容

ア 布設工事監督者の資格 別紙1

①資格要件区分の見直し

- ・機械工学や電気工学又はこれらに相当する課程を追加する。
- ・1級土木施工管理の技術検定合格の区分を追加する。

②必要とされる実務経験年数の見直し

- ・必要な実務経験年数の少なくとも半分は水道に関する実務経験を必要とし、残りの実務経験年数には、工業用水道、下水道、道路又は河川の水道関連分野における実務経験を算入可能とする。
- ・衛生工学又は水道工学に関する学科目の履修をもって、実務経験年数を1年短縮する取扱いを廃止する。

イ 水道技術管理者の資格 別紙2

①資格要件区分の見直し

- ・布設工事監督者の資格を有する者の区分を廃止することに伴い、土木工学科又はこれらに相当する課程を追加する。
- ・1級土木施工管理の技術検定合格の区分を追加する。

3. 施行期日

令和7年4月1日

【布設工事監督者の資格要件（第3条）】

学校の種別等	専攻の種別等	実務経験年数※1及び条例号番号			
		改正前		改正後	
大学卒業 ()内は、大学院にて1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学を履修	2年以上 (1年以上)	第1号 (第6号)	—	
	土木工学科又はこれに相当する課程	3年以上 (2年以上)	第2号 (第6号)	3年以上 (2年以上)	第1号 (第8号)
	機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程	—		4年以上 (3年以上)	第2号 (第8号)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程	5年以上	第3号	5年以上	第3号
	機械科・電気科又はこれに相当する課程	—		6年以上	第4号
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程	7年以上	第4号	7年以上	第5号
	機械科・電気科又はこれに相当する課程	—		8年以上	第6号
水道等の工事に関する技術上の実務経験のみ		10年以上	第5号	10年以上	第7号
技術士 上下水道部門	上水道及び工業用水道を選択	1年以上	第8号	1年以上	第10号
1級土木施工管理技士		—		3年以上	第11号

※1 改正後の実務経験年数の半分は水道に関する実務経験を有すること
(残りの実務経験年数には工業用水道、下水道、道路、河川の実務経験も算入可能)

【水道技術管理者の資格要件（第4条）】

学校の種別等	専攻の種別等	実務経験年数※2及び条例号番号			
		改正前		改正後	
布設工事監督者の資格を有するもの		不要	第1号	—	
大学卒業	土木工学科又はこれに相当する課程	—		3年以上	第1号
	工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれに相当する課程（土木工学科を除く）	4年以上	第2号	4年以上	第2号
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	5年以上	第4号	5年以上	第4号
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程	—		5年以上	第1号
	工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれに相当する課程（土木科を除く）	6年以上	第2号	6年以上	第2号
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	7年以上	第4号	7年以上	第4号
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程	—		7年以上	第1号
	工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれに相当する課程（土木科を除く）	8年以上	第2号	8年以上	第2号
	工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	9年以上	第4号	9年以上	第4号
水道に関する技術上の実務経験のみ		10年以上	第3号	10年以上	第3号
技術士 上下水道部門	上水道及び工業用水道を選択	—		1年以上	第7号
1級土木施工管理技士		—		3年以上	第8号
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けたものが行う登録講習の課程を修了		不要	第6号	不要	第6号

※2 改正後の実務経験年数は、1万m³/日以下の専用水道の場合、必要年数は半分